空き家バンク

「空き家バンク」登録しませんか？

空き家の登録を促進、空き家の利活用を促し、空き家の増加防止を図ることから、空き家を登録した所有者に対して、助成金を交付いたします。

■助成金額

空き家バンクに登録日の前年度の家屋に賦課された固定資産税額（最大５万円）

■交付対象者

空き家バンクに登録した空き家の所有者であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者

① 継続して、３年以上空き家バンクに登録すること

② 町税の滞納がないこと

■対象物件

① 町内に所在する空き家、もしくは空き家の見込まれる物件

② 住居用に使用されていた戸建て物件

③ 移住希望者への売却・賃貸が可能な物件

■交付申請

「肝付町空き家バンク登録推進助成金交付申請書」に各種必要書類を添付して提出してください。

必要書類、その他助成の対象となる要件等に関することなどの詳細は、ホームページをご覧頂くか、担当までお問合せください。

お問い合わせ先　肝付町役場　移住サポートセンター（企画調整課内）　☎ 0994(65)8426

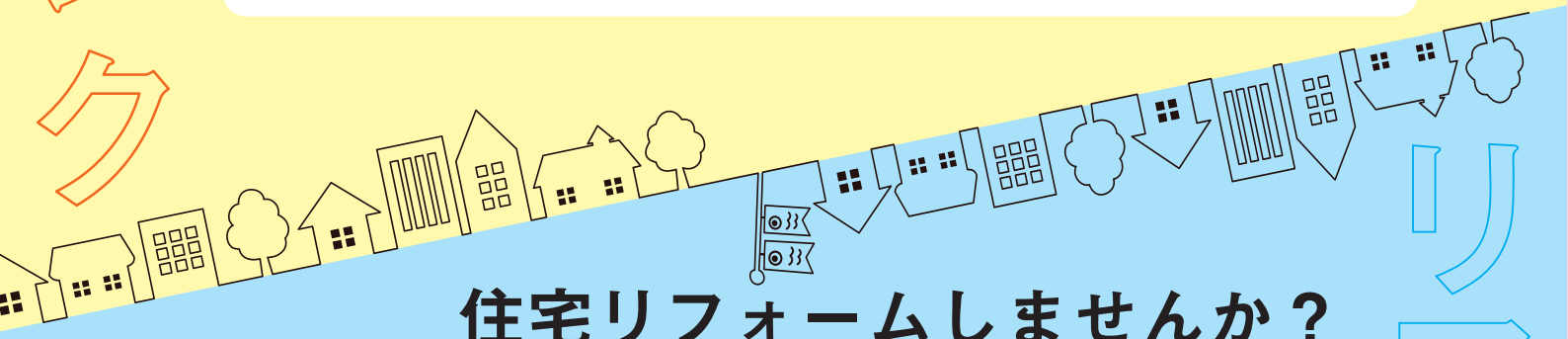

リフォーム助成

住宅リフォームしませんか？

町民が町内業者を利用して行う町内に存する住宅のリフォーム工事に対し、助成金を交付します。

募集期間　６月６日(月)～　※定額になり次第締め切り

受付場所　肝付町役場建設課

■助成の対象となる方

（1）肝付町内に居住し、住民登録を行っている方。又はリフォーム後、町内に居住し住民登録を行う予定の方。

（2）リフォームを行う住宅の所有者（親・子・配偶者含む）で、その管理を証明できる書類を有する方。

（3）申請時にリフォームを行う住宅に居住している、または実績報告を提出する時点で当該住宅に居住することが確実である方。（空き家に係る申請の場合を除く。）

（4）申請者及び課税されている世帯員に町税等の滞納がない方。

（5）その他の住宅関連助成制度（ただし、肝付町木造住宅耐震改修促進事業を除く。）の補助等を受けていない方。

■助成金の交付申請

肝付町住宅リフォーム支援事業助成金交付申請書等書類を揃えて、役場建設課へ直接持参するしてください。（施工業者に申請書作成など委任する場合でも必ず本人【世帯員】が同席すること）。

※助成金を交付する回数は、同一住宅及び同一人について、一回限りとする。

※施工業者は町内に限る（昨年まで登録してあるものについては引き継ぐものとする）。

必要書類、その他助成の対象となる要件等に関することなどの詳細は、ホームページをご覧頂くか、建設課までお問合せください。

耐震診断・耐震改修しませんか？

町では昭和 56 年以前の木造住宅の耐震診断の助成を行っております。また、耐震診断の結果に基づき行う耐震改修工事の助成も行っております。詳しくは建設課までお問い合わせください。

お問い合わせ先
肝付町役場建設課
☎ 0994(65)8424